

開成小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、人間として絶対許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、開成小学校として、いじめの問題の克服に向け「郡山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の基本的な方向性を示す「開成小学校いじめ防止基本方針」を定め、関係機関と連携しながらいじめ防止を推進する。

2 「いじめの定義」について

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

以上の定義から、時としていじめは、発見することが難しいということが考えられる。そのため教員は、児童との関係の中で「時間の共有」「価値の共有」を大切にしたり、アンケート等の実態調査をしたりして、早期発見、早期解決に努め、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 開成小学校いじめ防止対策

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」ため、次の視点を中心に、いじめ防止に努めるものとする。

（1）いじめの未然防止について

児童の実態を把握するために、授業や休み時間等、できるだけ子どもたちに寄り添って活動を行うと共に、子ども達の話に耳を傾け、情報がスムーズに入る関係作りに努める。また、「困りごとアンケート」「生活振り返りアンケート」を計画的に行い、目に見えない関係も把握するようにする。更に、「鍛えよ心と体」をスローガンのもと「自分がされて嫌なことは他人にしない」という道徳心の育成に努める。

（2）いじめの早期発見・早期対応について

計画的に「困りごとアンケート」「生活振り返りアンケート」を行ったり、随時教育相談を行ったりして実態把握に努める。また、様々な教育活動の場面で子ども達の様子を観察して子ども達に声をかけていくようとする。子ども達と教師の関係を円滑にすることで、子どもの小さなサインに気づいたり、気軽に小さな悩みも相談したりできるようにする。

（3）いじめへの組織的な対応について

特定の教職員が問題を抱え込むことがなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条により生徒指導部を中心に全教職員がいじめられた児童を守る立場で対応や指導にあたる。

（4）学校、家庭及び地域との連携について

保護者や地域からの連絡については事実確認を行い、アクション（全校放送や生徒指導便り等）を

起こす。学校・家庭・地域で子どもたちを見守るように働きかける。また、保護者からの連絡には真摯に向き合い、保護者の不安感に寄り添いながら指導に当たる。

4 開成小学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

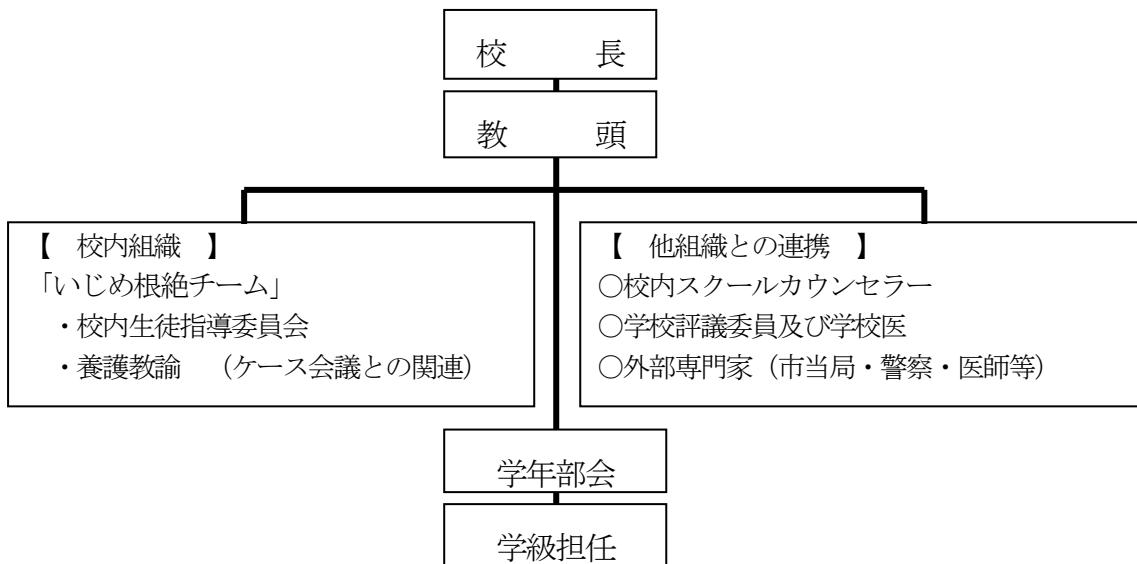
開成小学校は、いじめ防止のため「開成小学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「開成小学校いじめ防止基本方針」に基づき、生徒指導主事を中心に、次のような取り組みを体系的・計画的に進める。

(1) 「開成小学校いじめ防止基本方針」の策定

- ①自校の児童の実態や地域の実情を踏まえる。
- ②保護者や地域住民などの意見を取り入れる。
- ③いじめ防止等に係る年間計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- ④策定した基本方針が機能しているかどうか検証及び見直しを行う。

(2) いじめ防止等に係る組織

- ①いじめ防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための体制を整える。
- ②以下の流れで組織的に対応する。



(3) いじめ防止等に関する取り組み

- ①児童の豊かな情操と道徳心の育成がいじめ防止につながると考え、道徳教育を意識して全教育活動にあたる。
- ②いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、職員会等で情報交換の場を設定する。
- ③いじめ防止等のための対策がスムーズに行われるよう、教職員の研修等、必要な取り組みを行う。
- ④いじめ問題等について、児童が一人で悩むことがないよう、定期的に「困りごとアンケート」「生活振り返りアンケート」や「学校評価アンケート」を行う。また「いじめダイヤル」等の情報を周知する。
- ⑤保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。
- ⑥インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携してインターネットや携帯電話によるいじめ防止を呼びかけていく。
- ⑦いじめ防止や早期発見・早期対応のために、教職員間の情報共有をスムーズにする。
- ⑧学校におけるいじめ防止等の取り組みの点検充実を図る。
- ⑨いじめ防止等の取り組みが、総合的かつ効果的に推進が図られるよう関係機関と連携し、必要な指導・支援・助言を受ける。

(4) いじめ防止等に係る児童への指導

- ①どのような行為がいじめにあたるか、いじめられた児童にどのような影響を与えるか、いじめはどういう構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- ②学校教育活動全体に人間関係作りの機会を設け、児童の人間性や社会性を育てるようにする。
- ③自分がいじめられた時や、友人等がいじめられている時に、周りの人に相談できるように働きかける。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ①いじめ防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。
- ②いじめ防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。
- ③いじめ防止及び早期発見に係る定期的・計画的なアンケート調査や児童・保護者への学校調査、教育相談等を実施する。
- ④随時いじめ発生時の対応について職員会議等で話し合うようにする。
- ⑤必要に応じて専門家等を招聘する。

(6) 重大事態発生時の対応

【重大事態への定義（いじめ防止対策推進法第28条）】

第二十八条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- ①生徒指導委員会を中心にプロジェクトチームを編成して調査・対応に当たる。
- ②重大事態が発生した場合、郡山市教育委員会に報告し、指導を仰ぐ。
- ③関係機関に連絡し、適切に対応に当たる。

(7) 開成小学校いじめ防止基本方針

「開成小学校いじめ防止基本方針」は、開成小学校ホームページで公表すると共に、実効性の高いものにするため、検証及び見直しを行う。

(8) 年間計画

時期	取り組み内容	備考
1 学 期	4 通年の指導内容 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ○人を嫌えば 嫌われる ○人に優しくすれば 優しくしてもらえる ○ありがとう 言われるよう 言うように </div> <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導全体会（職員会にて） 困りごとアンケート（下旬）① 	アンケートの回答により、学級指導や生徒指導を行う。（～3月）
	5 <ul style="list-style-type: none"> 地域訪問 生徒指導全体会（職員会にて） 特別支援教育研修会 	
	6 <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導事例研究会 困りごとアンケート（上旬）② 	
	7 <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止講話 生徒指導全体会（職員会にて） 生活振り返りアンケート（中旬）① 	夏季休業前の指導として、人と人との関わり方の話をする。
	8 <ul style="list-style-type: none"> 夏季休業中の様子について聞きとり 生徒指導全体会（職員会にて） 	
	9 <ul style="list-style-type: none"> 生徒指導全体会（職員会にて） 困りごとアンケート（上旬）③ 	
	10 <ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート 生徒指導全体会（職員会にて） 困りごとアンケート（下旬）④ 	
2 学 期	11 <ul style="list-style-type: none"> 教育相談 生徒指導全体会（職員会にて） 	教育相談時の話をもとに学級指導や生徒指導を行う。
	12 <ul style="list-style-type: none"> 教育相談 いじめ防止講話 生徒指導全体会（職員会にて） 生活振り返りアンケート（中旬）② 	冬季休業前の指導として、人と人との関わり方の話をする。
	1 <ul style="list-style-type: none"> 冬季休業中の様子について聞きとり 生徒指導全体会（職員会にて） 	
3 学 期	2 <ul style="list-style-type: none"> 困りごとアンケート（上旬）⑤ 生徒指導全体会（職員会にて） 	
	3 <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止講話 生徒指導全体会（職員会にて） 生活振り返りアンケート（中旬）③ 	学年末・始休業前の指導として、人と人とのかかわり方の話をする。

(9) いじめ対応マニュアル

